



- ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます！
- 今年の改定額は？来月は最低賃金の改定月です。

所長メッセージ

新型コロナウイルスの感染者が急増し、岐阜県下にも再び緊急事態宣言が発令されました。ワクチン接種の進捗による経済回復が期待されていましたが、時間の経過とともにワクチン接種効果が減退（抗体が減少）することが明らかになりつつあり、生産活動や消費活動の正常化にはまだ時間を要することになるでしょう。その結果、資金繰り計画に狂いが生じるお客様も今後増えてくるものと思われませんが、月次決算によってお客様の数字を把握している強みを活かし、引き続きしっかりと支援させていただきたいと考えております。

そのような中、力強い協力者が我が事務所に入所してくれることとなりました。林和彦税理士です。「自分はあと何年働けるか分からないが、自分が仕事を辞めるときに、自分が長年支援してきたお客様を安心して任せられる」との思いで、他のTKC会員事務所を定年への到達を機に退職し、弊所への入所を打診してくれました。林税理士は、私がTKC中部会で中小企業支援委員長を務めていた際、副委員長をお願いし、岐阜県下の金融機関や信用保証協会とTKC岐阜支部の関係作りに汗を流すとともに、岐阜商工会議所会員向けの経営革新塾や後継者塾、創業者塾などで中小企業経営者の支援にも力を注いできた人物です。新たな協力者を迎え、弊所は益々お客様のご支援に力を入れて参ります！（浅野）

ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます！

ふるさと納税による寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要とされていましたが、令和3年分の確定申告から、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとなりました。

「寄附金控除に関する証明書」を発行することのできる特定事業者とは、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であり、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができるものと認められるものとして国税庁長官が指定した者とされています。さとふる・ふるさとチョイス・ふるなび等、大手サイトの運営会社はすでに指定を受けています。

今までは寄附の数だけ送られてくる「寄附金の受領書」を確定申告時期まで無くさないよう保管しておく必要がありましたが、今後は各事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」が1枚あれば手続きができるようになります。この「寄附金控除に関する証明書」の発行については各事業者のホームページ等にてご確認いただく必要がありますが、マイページからダウンロードして印刷する方法のほか、事前に申請すれば郵送してくれる事業者もあるようです。また、ご自分で確定申告される場合、マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルとのデータ連携をすることにより証明書の情報を自動で入力することも可能となります。なお、複数のサイトから寄附をされている方も多いかと思いますが、その際には各事業者ごとに証明書が必要となりますのでご注意ください。



今年も残すところあと4か月となり、ふるさと納税をされる方が増えてくる頃かと思いますが、確定

申告時期にはご自分が利用されたサイトをしっかりご確認のうえ、証明書のご準備をお願いいたします。(中嶋)

今年の改定額は？来月は最低賃金の改定月です。

毎年10月に最低賃金が改定されます。最低賃金とは、雇い主が労働者に最低限支払わなければならない賃金です。最低賃金には地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がありますが、今回お伝えするのは、産業や職種にかかわらず都道府県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「地域別最低賃金」です。

7月に中央最低賃金審議会で令和3年度の最低賃金額改定の引き上げ額の目安が28円になることが公表され、この目安を参考に各地方最低賃金審議会が答申した改定額が8月に公表されました。40都道府県が28円、4県が29円、2県が30円、1県が32円とあり、全国加重平均額28円の引き上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降最高額だということです。岐阜県と愛知県は28円の引き上げとなり、引き上げ後の最低賃金は、岐阜県が880円、愛知県は955円になります。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて引き上げ額の目安が示されず、岐阜県、愛知県ともに1円の引き上げとなりましたが、今年は大幅な引き上げとなります。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。厚生労働省のホームページに最低賃金の対象となる賃金が記載されており、実際に支払う賃金から下記の賃金を除外したものが対象となっています。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 時間外割増賃金
- ・ 休日割増賃金
- ・ 深夜割増賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



時間給制の場合は「時間給」、日給制の場合は「日給÷1日の所定労働時間」、月給制の場合は「月給÷1か月平均所定労働時間」、出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合は「その制度によって計算された賃金の総額を当該賃金計算期間にその制度によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算したもの」が最低賃金以上となっている必要があります。

10月1日以降も9月までと同様の賃金を支払っていたら最低賃金を下回っていた！とならないよう、ご確認ください。(児島)

ご挨拶

9月1日より浅野税理士事務所の仲間入りをさせていただくことになりました林和彦と申します。浅野先生には、TKC中部会の中小企業支援委員会でお世話になってきて、その頭脳の明晰さ、素晴らしいお人柄には常常恐れ入るところでありました。そんな浅野先生と一緒にお仕事させていただきご縁をいただき、少しでもお役に立てればと考えております。

少しだけ自己紹介をさせていただきますと、昭和36年岐阜市生まれの今年還暦、加納高校卒、浪人の末に明治大学商学部へ滑り込み、就職後は会計事務所を渡り歩いてきました。家族は、妻と2男1女。仕事以外では20年ほどスポ少でサッカーの指導者をやってきて、今年引退させていただきました。運動は好きなので、今は20年間中断していたゴルフを再開し90切りをめざしています。あと趣味とまではいきませんが、読書も好きで、特に「坂の上の雲」は5回は読破、中でも大山巖総司令官と児玉源太郎総参謀長が中心となる奉天会戦での2人の関係に痺れまくります。

長々と書きましたが、写真のとおりやさしいおじいちゃんです、気軽に声かけいただければと思います。

